

県および市制度保証の創設・改正

県および市制度融資の創設および改正に伴い、次の通り信用保証制度の創設・改正を行いました。

1. 富山県制度融資保証

(1) 創 設 (創設日：平成 29 年 4 月 1 日)

IoT 支援特別資金保証

対象者および対象資金	IoT を用いた設備※を導入し、生産性またはエネルギー効率の1%以上の向上を図る中小企業者 ※複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のうち、いずれか1つ以上を行うもの。(事業費の総額が100万円以上のもの)
資金用途	設備資金
貸付限度額	1,000万円(知事特認※の場合は1,500万円) ※総事業費が概ね3,000万円以上など知事が特に認める場合
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年0.60%(県の利子補給により実質無利子)
信用保証料率	年0.35%～年1.05%
取扱期間	平成31年3月31日まで

(2) 改 正 (改正日：平成 29 年 4 月 1 日)

保証期間の延長(設備資金)

制度名	改正前		改正後
設備投資促進資金保証	7年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は10年以内 (うち据置期間1年以内)	⇒	10年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は15年以内 (うち据置期間1年以内)
[生産性向上支援枠]	7年以内(うち据置期間1年以内)	⇒	10年以内(うち据置期間1年以内)
創業支援資金保証 (事業承継支援枠)	7年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は10年以内 (うち据置期間1年以内)	⇒	10年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は15年以内 (うち据置期間1年以内)
地方創生推進資金保証 (県内進出・本社機能等強化支援枠)	7年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は10年以内 (うち据置期間1年以内)	⇒	10年以内 (うち据置期間1年以内) ※土地・建物同時取得は15年以内 (うち据置期間1年以内)
商業・サービス業活性化 資金保証	7年以内(うち据置期間1年以内)	⇒	・商店街および組合設備資金の場合、10年以内 (うち据置期間1年以内) ・その他の場合、7年以内 (うち据置期間1年以内)

保証期間の明確化

制度名	取扱期間
経営安定資金（経済変動対策緊急融資保証）	平成30年3月31日まで1年間延長
経営安定資金（小規模企業支援資金保証）	平成30年3月31日まで1年間延長
経営安定資金（企業再生支援資金保証）	平成30年3月31日まで1年間延長
緊急経営改善資金保証	平成30年3月31日まで1年間延長

優遇措置の延長

制度名	優遇措置
設備投資促進資金保証	平成30年3月31日まで1年間延長 貸付利率 年1.65%以内
経営安定資金（連鎖倒産防止資金保証）	平成30年3月31日まで1年間延長 ・貸付利率 年1.45%以内 ・保証期間 7年以内（うち据置期間1年以内）

取扱期間の延長

制度名	改正前		改正後
中小企業環境施設整備資金保証	7年以内 （うち据置期間1年以内）	⇒	7年以内（うち据置期間1年以内） ただし、中小企業者の団体が 施設の整備等を行う場合は、 10年以内（うち据置期間1年 以内）

2. 富山市制度融資保証

改正（改正日：平成29年4月1日）

取扱期間の延長

制度名	取扱期間
緊急経営基盤安定資金保証	平成30年3月31日まで1年間延長

3. 高岡市制度融資保証

改正（改正日：平成29年4月1日）

保証期間の延長（設備資金）

制度名	改正前		改正後
新事業展開・第二創業支援資金保証	7年以内 （うち据置期間1年以内）	⇒	10年以内 （うち据置期間1年以内）
市内進出支援資金保証	7年以内 （うち据置期間1年以内）	⇒	10年以内 （うち据置期間1年以内）

設備資金と運転資金の同時申し込み時の貸付期間の緩和

制度名	改正内容
中小企業振興資金保証	運転資金と設備資金の同時利用の場合、貸付期間を設備資金の貸付期間まで拡大。 例: 運転資金 5 年、設備資金 7 年の制度の場合、改正後は運転・設備資金ともに貸付期間が 7 年以内になります。
ものづくり支援資金保証	
新事業展開・第二創業支援資金保証	
市内進出支援資金保証	
創業者支援資金保証	

機械設備資金の限度額を拡大

制度名	改正前		改正後
商工業活性化資金保証	5,000 万円 (機械設備等の上限 3,000 万円)	⇒	一律 5,000 万円

対象の拡充

制度名	拡充する要件	改正前		改正後
新事業展開・第二創業支援資金保証	対象者	引き続き 1 年以上事業を営んでいること。	⇒	次の対象者を要件に追加。 引き続き 1 年以上事業を営んでいる中小企業者の代表者が、新たに別に設立した中小企業者であること。
ものづくり支援資金保証	補助金	過去2年以内に次のいずれかの補助金の交付決定を受けていること。 ・新技術・新製品開発等支援補助金 ・戦略的販路開拓事業支援補助金 ・地域資源活用事業支援補助金 ・県ものづくり研究開発センター活用促進補助金	⇒	次の補助金を要件に追加。 ・中小企業庁「ものづくり補助金」(平成 28 年度までは「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」) ・高岡商工会議所の行う産業文化奨励事業(平成 28 年度までは「高岡産業文化振興基金」)
企業立地促進資金保証	資金使途	工場・事務所等の新設又は増設に係る土地・建物・機械設備に要する事業。なお、建物の改築、機械設備の改良(更新)等は、対象外。	⇒	次の資金使途を要件に追加。 ・空き工場の購入 ・工場等の新築・増築・購入(新規立地)と併せた改装・機械更新
商工業活性化資金保証	資金使途	・店舗、工場、事務所等の新築、増改築、購入、賃借(保証金、敷金に限る)等に係る資金。 ・営業設備、新鋭機械設備の設置並びに機械設備の改良に係る資金。	⇒	次の資金使途を要件に追加。 ・システム(ソフトウェア) ・機械設備等の更新
緊急経営基盤改善資金保証	借換対象	小口事業資金、市内進出支援資金及び企業立地促進資金以外の高岡市の融資制度	⇒	次の借換対象を要件に追加。 ・市内進出支援資金 ・企業立地促進資金

4. 射水市制度融資保証

改正（改正日：平成29年4月1日）

取扱期間の恒久化

制度名	取扱期間
中小企業振興資金保証	定めなし(恒久化)